HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「労働者」から「生産者」へ:ロシア革命における「生産者」の萌芽と否定
Author(s)	杉本, 龍紀
Citation	經濟學研究, 40(4), 39-65
Issue Date	1991-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31872
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(4)_P39-65.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 40-4
北海道大学 1991.3

「労働者」から「生産者」へ

—— ロシア革命における「生産者」の萌芽と否定 ——

杉 本 龍 紀

Ⅰ 問題提起——「労働者」と「生産者」

1 生産諸関係——社会主義社会分析の端緒

1985年3月のM.C.ゴルバチョフのソ連共産党書記長就任を契機に進められてきたソ連のペレストロイカ（建て直し）は，1989年から1990年にかけての東欧の「激動」に多大な影響を及ぼしながら展開し，ペレストロイカをどう位置付けるかという議論を世界的にまきおこしている。

一方には，ソ連での所有形式の多様化やいわゆる市場経済への移行という方針と，東ドイツの西ドイツへの吸収等という世界史を画するような変化とを絡み合わせながら，ペレストロイカとは「社会主義の崩壊」・「資本主義の勝利」をもたらすものであると解釈する人々がいる。他方には逆にペレストロイカとは「人道的，民主的な社会主義」という新しい社会主義を追求するものであると規定する人々がいる。しかし両者には共通する点がある。ペレストロイカ以前のソ連社会を資本主義とは異なる社会と規定していることである。もちろんその中身は一様ではなく，官僚制社会，全体主義，国家社会主義，封建制的・農奴制的社会主義，兵営社会主義，歪んだ社会主義，本来の社会主義とは違うスターリン主義体制等，種々の観点から様々な規定がなされている。だがいずれにしてもそれらは，これまでのソ連は資本制社会とはなんらかの意味で異なったものであることが前提とされている点では共通しており，ペレストロイカによって「社会主義の崩壊」に向かうとするのか，それとも「人道的，民主的な社会主義」に向かうとするのかという点で意見が異なっているのである。

このような状況下にあっては，ペレストロイカとは何か，ペレストロイカによってソ連はどんな社会に変るのかという議論とともに，そもそもこれまでのソ連が社会主義社会であったのか，社会主義社会であるならばどういう意味でそうだったのか，という点の問い直しが極めて重要になってくると思われる。ペレストロイカが変革対象とする従来のソ連社会の位置（出発点）を確定せずには，ペレストロイカによって変化するであろう今後のソ連社会の位置（到達点）を評価しきれないであろうからである。一言でいうならば，これまでのソ連社会を如何なる社会構成体として規定するかが非常に重要な作業となってきているのである。

ある社会構成体の性格規定に際して，我々にはマルクスによって提示された方法がある。それは次のようなものであった。

「人間は，彼らの生活の社会的生産において，一定の，必然的な，彼らの意志から独立した諸関係に，すなわち，彼らの物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係にはいる。これらの生産諸関係の総体は，社会の経済的構造を形成する。これが実在的土台であり，その上に一つの法律的および政治的上部構造がそびえ立ち，そしてそれに一定の社

会的意識諸形態が対応する。物質的生活の生産様式が，社会的，政治的および精神的生活過程一般を制約する。……社会の物質的生産諸力は，その発展のある段階で，それらがそれまでその内部で運動してきた既存の生産諸関係と，あるいはそれの法律的表現にすぎないものである所有諸関係と矛盾するようになる。これらの諸関係は，生産諸力の発展諸形態からその桎梏に一変する。そのときに社会革命の時期が始まる。経済的基礎の変化とともに，巨大な上部構造全体が，あるいは徐々に，あるいは急激にくつがえる」[1]。

見られるように，社会構成体の性質を規定するのは生産諸関係である。だが，生産に関連して人々が取り結ぶ諸関係には，直接的生産，生産物の分配，その交換，消費という契機がある。それらの関連について再びマルクスに問うてみよう。

「われわれが到達した結論は，生産，分配，交換，消費が同一のものであるということではなくて，それらはすべて一つの総体の諸分肢をなしており，一つの統一体の内部での諸区別をなしているということである。生産は，生産という対立している規定のうちにある自己を包括しているとともに，また他の諸契機をも包括している。過程は，たえず新たにふたたび生産からはじまる。交換と消費が包括者でありえないことは，おのずから明らかである。諸生産物の分配としての分配についても同様である。……したがって一定の生産は，一定の消費，分配，交換を規定し，またこれらのさまざまな諸契機相互間の一定の諸関係を規定する」[2]。

以上を総括するに，ある社会構成体の性質を規定するのは生産諸関係であり，それは究極的には直接的な生産過程において人と人とが取り結ぶ関係によって規定されることがわかる。それゆえ，ソ連社会の性格規定を行う際に端緒としなければならないのは，直接的な生産過程における人と人との関係を基底とする生産諸関係の分析なのである。

本稿はこのような観点に基づき，ロシア革命後70余年にわたって存在し，かつペレストロイカによって今まさに変革されようとしているソ連社会の通史的な性格規定を展望しつつも，1917年の10月革命を前後する時期の生産諸関係変革の分析，なかでも直接的な生産過程において取り結ばれる人と人との関係の変革の分析に焦点を絞るものである。何故ならば，上記の観点に立脚する限り，社会主義革命を含めあらゆる社会革命においては，かの関係の変革が必須であり，ゆえに10月革命を前後する時期のロシアにおいて，それが如何に変革されあるいは変革されなかったのかということが，その後のソ連社会の性格を大きく規定することになったと考えられるからである。

だが我々は，この分析を行う際の基準を未だ獲得していない。そこで，直接的な生産過程における関係が，革命過程を通じて如何なるものへと変革されなければならないのかということを，あらかじめ確定しておく必要がある。それを確定して初めて，ロシア革命での生産諸関係変革の分析に着手できるのである。我々はまず，資本制社会における直接的な生産過程での人と人との関係を確定し，それと対比させながら革命後の社会における関係を可能な限り明らかにすることとする。

2　資本制社会と「労働者」

本節で我々は，資本制社会における直接的な生産過程での人と人との関係を概括するのだが，それに際して我々は再びマルクスに依拠することができる。

マルクスは，『資本論』第1部第11章「協業」

1）マルクス『経済学批判』序言，『マルクス・エンゲルス全集』大月書店（以下，ME全集と略），第13巻，6頁。

2）マルクス「『経済学批判要綱』への序説」資本論草稿翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集①』大月書店，1981年，48頁。

において次のような議論を展開している。

歴史的にも概念的にも資本主義的生産の出発点となるのは，協業，すなわち同じ資本家の指揮の下でかなり多数の労働者が同時に同じ空間で働くことである。多数の賃金労働者が協業することによってまず，労働過程の調和のとれた遂行のために生産現場での資本家の命令が必須なものとなる。このような，協業が直接の共同労働であるという性質から生じる媒介・指揮・監督の機能は，資本制社会での協業においては資本家の独自の機能となるとともに，資本制であるがゆえの独自な性格をもつことになる。それは，単に社会的労働過程を指揮するのみならず，より大なる剰余価値生産を目的とした搾取のための指揮となるのであって，資本家と労働者との不可避的な敵対という条件の下での資本家によるそのような指揮は専制的なものにならざるをえないのである（資本はこの専制的な指揮機能を支配人や職工長に譲り渡すこともできる)。以上の事態が成立しうるのは，そもそも生産手段から排除された存在である賃金労働者同士の協業は，資本の下でのみ可能であるがために，労働・労働者同士の関連付けやその全体としての統一は労働者の意志ではなく資本の意志によるからである。また，その下で協業を実際に行う労働者は，労働過程に入るや否や資本の単なる一つの存在様式・活動全体の単なる手足とならざるをえないからである。しかし，労働を関連付け，統一させる力能は，直接的生産者である労働者が本来有していた精神的諸力能である。資本は賃金労働者の協業そのものを通じて彼らの精神的諸力能を我がものとし，労働者にその根源を有するところの資本の意志の力は，労働者に対しては逆に他人の意志の力として相対することになる。こうして資本は，生産に関するあらゆる決定を行いその実行のために労働者を専制的に指揮するのである。そしてその下で資本は，労働者が発揮する社会的生産力をも我がものとするのである[3]。

以上のマルクスの議論は次のように整理しうるだろう。

資本制社会にあって直接的生産者である労働者は，生産を行う条件（生産手段）から排除されており資本（家）のもとで充用されなければならないゆえ，生産に関する労働者のあらゆる精神的諸力能は資本（家）によって奪われる。それを我がものとした資本（家）は生産に関する全ての決定（目的の定立，手段の選定，方法の選択，作業と作業者の配置，生産物の質・量の決定等）を排他的に行い，その実行のために資本（家）は労働者を専制的に指揮・命令し，結果として得られる労働者の社会的生産力をも我がものとする。こうして直接的生産者であったはずの労働者は，生産的なもの全てを奪われ，生産過程を自ら律することもできず，資本(家)の意志とその専制的な命令に従って労働を行うだけの存在におとしめられるのである。換言すれば，直接的生産者から生産的なもの全て（生産に関する決定，生産過程の指揮，そして結果として得られる生産力）が疎外されて，単に労働を遂行する存在としての「労働者」がそこに現われるのである。他方，逆に生産に関する全てを我がものとした資本（家）は，生産の全てを決定し，その実行のために労働者を専制的に指揮・命令する全能の「生産者」になるのである。

このような直接的生産者の単なる「労働者」への転化と資本（家）による「生産者」という地位の獲得を通じた「労働者」と「生産者」の分離・対立，そして全てを決定する「生産者」の「労働者」に対する専制的な指揮・命令が，資本制社会での直接的な生産過程における人と人との関係を特徴付けるのである。

3）　以上は，ME 全集，第23巻 a，423，434-437頁による。なお本節全体の叙述については，唐渡興宣『資本の力と国家の理論』青木書店，1980年，のII-二および三に負うところも大きいので参照されたい。

3　革命後の社会と「生産者」

資本制社会の特徴が上記のようなものであるとすれば，社会主義革命を通じて追求されねばならないのは，次のことである。すなわち，「労働者」の地位におとしめられた直接的生産者が，「労働者」と「生産者」との分離・対立を止揚し，自ら「生産者」へと転化していくことである。それはとりもなおさず，生産手段を我がものとし，自ら生産に関する全てを決定し，自ら生産過程を律する存在となることである。社会構成体の性格を究極的に規定する関係，すなわち直接的な生産過程において人と人とが取り結ぶ関係をそのようなものに変革することである。しかも，より大なる剰余価値生産を目的とし，社会全体の観点からすれば無政府的な生産を行う資本（家）のような生産者ではなく，自分たちが作り上げた合理的・共同的計画に従って意識的に行動する「生産者」へ転化すること，がそれである。それはまた，労働者が「労働者」であることそれ自体を止揚することでもある。

こうした観点に立って初めて，革命後の社会に関するマルクスの次の文章を理解することができるのである。

「社会は一つの自由な『生産者』の協同組合に変るであろう。……そこには，社会そのものとは区別された政府も国家も，もはや存在しないであろう。……生産手段の国民的集中は、合理的な共同計画に従って意識的に行動する，自由で平等な生産者たちの諸協同組合からなる一社会の自然的基礎となるであろう」[4]。

「もし協同組合の連合体が一つの計画にもとづいて全国の生産を調整し，こうしてそれを自分の統制のもとにおき，資本主義的生産の宿命である不断の無政府状態と周期的痙攣とを終らせるべきものとすれば，――諸君，それこそは共産主義，『可能な』共産主義でなくてなんであろうか」[5]。

我々の観点からすれば何より重要なのは，革命後の社会を構成する主体をマルクスは「労働者」ではなくて「生産者」としていることである。しかし従来の理解においては，残念ながらそのことはほとんど閑却されている。例えば，西村可明氏は上記のマルクスの文章を「協同組合構想」あるいは「連合体構想」として整理し[6]，それを構成する主体を「生産者あるいは労働者」，「生産者（労働者）」[7]としている。そこでは「労働者」と「生産者」が全く区別されずに語られているのである[8]。だが先に述べたように，資本制社会にあっては単なる「労働者」の地位におとしめられた直接的生産者が，革命過程を通じて「労働者」と「生産者」との分離・対立を止揚し，自ら新しい「生産者」に転化することが「協同組合の連合体」の前提となるのである。

しかし，「労働者」と「生産者」の区別を積極的に提起しようとした論者が全くいなかったわけではない。唯一ともいえるその論者はグラムシである。彼の見解は以下のようなものである。

資本制社会における労働者は，外部（資本家）の意志によって特定の場所に配列された一つのピンであり，単に資本家の命令を執行するだけの存在である。そうした労働者が工場評議会運動を通じて，自らを工場の全作業体系の不可欠な部分であることを自覚することに始まって，さらに国家そして世界に至る種々の生産過程に

4）マルクス「土地の国有化について」ME 全集，第18巻，55頁。

5）マルクス『フランスにおける内乱』ME 全集，第17巻，319-320頁。

6）西村可明『現代社会主義における所有と意志決定』岩波書店，1986年，50頁。

7）同上，51頁。

8）このような無区別は氏に限らない。日本での議論はもとよりソ連でもそうであるし，労働者自主管理を標榜するユーゴスラビアでの議論（例えば，M.コーラッチ（山崎洋訳）『自主管理の政治経済学』日本評論社，1982年，参照）や，革命戦略として労働者管理を強調する議論（例えば，川上忠雄・佐藤浩一『労働者管理と社会主義　改訂新版』五月社，1979年，参照）等にも共通するものなのである。

おける自己の地位を自覚したときに，労働者は「生産者」になる。生産を単位に組織される新しい型のプロレタリア組織である工場評議会では，生産者は自治的・自発的・自由に自己規律を作りだし，それによって資本家の管理機能を廃し彼らの産業上の権力にとって代わることができる。このような工場評議会を基礎に成立し，評議会国家という形をもとるプロレタリアート独裁こそが産業の領域から資本家を消滅させるものである[9]。

見られるようにグラムシにとって，「労働者」の「生産者」への転化は，労働者が生産過程における自己の位置を「自覚」することによってなされるものである。だが既に述べたように，そうした「自覚」のみならず，直接的生産者が生産に関する意志を我がものとして獲得・発揮し，自ら生産過程を律し，そして他の生産者と共同で作り上げた計画に従って生産を遂行して初めて「生産者」たりうるのである。

ここまで我々は極めて概略的にではあるが，資本制社会における「労働者」と「生産者」の分離・対立という事態に対して，革命後の社会ではそれを止揚した新しい「生産者」の登場が問われることを見てきた。直接的生産者が「労働者」から「生産者」へ多かれ少なかれ転化すること，それこそが革命過程を特徴付けるのである。それが社会構成体の性格の変化を究極的に規定するものである以上，1917年のロシア革命と革命によって成立したソ連社会の性格の検討は，「労働者」と「生産者」を区別した上で，後者の登場が如何になされ，あるいはなされなかったのかを問うことを基軸に行わなければならないのである。

我々はこうした観点から，ロシア革命を前後する時期の直接的な生産過程における関係の検討に着手するのだが，それを行う前に幾つかの留保事項を明らかにしておこう。

その第1は，対象を主に機械制大工業における関係に限定することである。周知のように革命前後のロシアの産業構造は，ヨーロッパロシアを中心に存在した集積度の高い機械制大工業，その周辺の手工業，そして極めて大きな比重を占めていた農業から成っていた。それらの全てにおける関係を網羅することは限られた紙幅においては不可能であるとともに，「労働者」から「生産者」へという基準に立脚する限り，資本制的生産関係が成立していたと考えられる機械制大工業を対象とすることが必要となるからでもある。第2に，1918年の初夏以降急速に進められた所有制度改革（国有化）を重要事として扱わないことである。何故ならば，先に引用したように，マルクスにいわせれば所有諸関係は生産諸関係の「法律的表現にすぎない」ものであり，その点からすれば生産諸関係の分析を先行させなければならないからである。また，「（国家管理化ないし国有化として表明される）私的資本家たちの収用は，プロレタリア革命の否定的な半分でしかないことを理解しなければならない。それらの措置は，それらが労働者たちによる経済の管理という，肯定的な半分と切り離されているなら，進歩的な意味をもつことができない」，あるいは，「《国民化した》所有に社会主義的な性格を与えるもの，あるいは与えないものは，生産諸関係の構造である。この生産諸関係にこそ，革命後，政治権力そのものの性格が由来する。革命が工場の中での生産諸関係に根底的な転換をもたらす（つまり革命が労働者管理を実現できる）時にのみ，革命は国有化に社会主義的性格を与えることも，プロレタリア権力のための客観的・主観的・経済的基礎を作りだすこともできよう」[10]，というカストリアディスの指摘に同意できるからでもある。第3は，革命後の国家の性格規定を留保することである。後に述べるように，1920年代初頭までに現場の

9）　以上については，石堂清倫編，河野穣・植村邦訳『グラムシ政治論文集選集1　工場評議会運動』五月社，1979年，所収の各論文を参照されたい。

10）　コルネリュウス・カストリアディス「ロシアにおける生産諸関係」江口幹訳『社会主義か野蛮か』法政大学出版局，1990年，所収，40-41，63頁。

工場・企業では，国家機関を背景とする管理部とそれに管理される「労働者」の分離という構造が成立し，その点からすれば現場の労働者にとっての国家は「プロレタリア国家」とは位置付けられえないものであったといえよう。では如何なる性質を有していたのかということが問題となろうが，それを明らかにするには生産現場での構造のみならず，政治社会も含めた広範な研究が必要であり，本稿では扱いきれない。後の課題とせざるをえないのである。

以下，ロシア革命を前後する時期の生産諸関係に関する上記の分析視角と留保事項に従って，具体的な検討を始めることとする。その際の出発点を1917年2月革命後に成立した工場委員会運動におく。資本（家）の所有権とともに彼らの管理・指揮・命令機能を前提とし，それを労働者が統制すること[11]から始まった工場委員会運動こそが，その後ロシアにおける「生産者」の登場の萌芽を現出せしめたものであったからである。

II　ロシアにおける「生産者」志向の登場

1　初期の工場委員会運動——「労働者」への自己限定

労働者統制を担当し，後に「生産者」の萌芽を体現する組織となる工場委員会 фабрично-заводской комитет[12] の成立は，“革命の赤子”[13] と呼ばれるほど1917年の2月革命と密接に関連している。その直接的具体的契機は，「革命的日々」のさなかでのペトログラードの陸軍省大砲局所属諸工場・海軍省所属諸工場において，労働者に対する従来の行為への報復を怖れた工場管理部や技師・職長が逃亡したり逮捕されたりしたこと，あるいは労働者によって彼らが追放されたことなどにある。それへの対応として労働者たちは，工場委員会等の形で工場の管理を一時的に委託担当する代表機関を選出した[14]。つまり工場委員会運動は工場管理部の不在という逼迫した状況の中，その不在の一時的な埋め合せに始まり，それが旧来の工場管理部が存続し続けていた工場等の条件の異なる他の工場にも広がっていったものなのである[15]。

幾つかの具体例によって成立初期の工場委員

11)　次章以降で検討する労働者統制の意義を後のソ連の歴史家は，「工業の社会主義的国有化を準備しそれを容易にした」こと，すなわち国有化のための準備方策とするのだが（В. А. Виноградов, Вопросы теории и практики социалистической национализации промышленности, 1965（以下，Виноградов I とする），стр. 69），そうした理解は「生産者」の登場という革命の根本ともいえる問題を無視した上でこそ成り立つものであることは行論において示されるであろう。

12)　労働者統制に関係することとなる組織として，他に労働者委員会 рабочий комитет，経営管理委員会 контрольно-хозяйственная комиссия などの名称をとったものもあり，それらは必ずしも同一の内容を有するものではないが，ここでは工場委員会の呼称でもって労働者統制を担った労働者組織を代表させる。

13)　А. Панкратова, Фабзавкомы России в борьбе за социалистическую фабрику, 1923, стр. 175.

14)　См. В. А. Виноградов, Рабочий контроль над производством : теория, история, современность, 1983（以下，Виноградов II と略），стр. 25；Д. А. Цейтлин, Фабрично-заводские комитеты Петрограда в феврале-октябре 1917года, 《Вопросы истории》, 1956, No. 11, стр. 86, и др.

15)　А. パンクラードヴァは工場委員会成立の起源について，「労資の鋭い階級対立，戦争における階級的地位の露見，破綻した戦時経済の復興問題に対する資本主義の無力，最後に階級的自己防衛本能そのもの，これら全ての歴史的情勢が，経済的諸関係の部面における断固たる変革への労働者階級の動員を求めたのである。……戦争末期までに現れた資本主義の危機は，ブルジョアジーを生産攪乱者の地位においた。生産面における資本家の無秩序な支配の結果として労働者階級を待ち受けた経済的破局は，将来ブルジョアジーに代るべき新しい階級を絶滅しかねないものとなった。すなわち，資本の支配とその経済的独裁の制限は不可避だったのである」（А. Панкратова, Указ. соч., стр. 172-173）と述べ，労働者階級が工場管理部の不在を埋め，その後労働者統制へと発展させていった内在的契機を経済的破局に対する労働者の「階級的自己防衛本能」におくのだが，そうした総括は，後述するような1917年初夏以降の工場委員会運動の変質の時期に，より妥当するであろう。

会運動を検討してみよう。

(1) 海軍省所属のイジョーラ工場

この工場では管理者の逃亡後，6人の技術者を含む50人からなる臨時企業管理委員会が設立された。臨時工場長となった機械技師は，臨時企業管理委員会を統制機関としては認めつつも，工場管理部が指示する工場作業や経理業務を阻害しないという条件を突きつけた。その結果，工場管理を担当する管理部と彼らに指揮・管理される労働者との分離を前提とし，管理部の種々の活動を労働者が統制・監視するという関係が成立し，臨時企業管理委員会は統制委員会に改組された。その中で，2月革命から引き継いだ8時間労働制の獲得などの要求を「事後承諾制」によって実現していった[16]。

(2) ヴァシーレフ島地区ケーブル工場(民営)

この工場では，旧政府の任命による工場管理部が存続したまま工場委員会が成立した。工場委員会は工場管理部代表との交渉によって売店の引渡しなどを受けたうえ，工場委員会内部に就業規則・食糧等の小委員会を設置し，小委員会は工場委員会の指示に従いつつ，工場管理部から言渡された仕事について審議し，労働者数を決める等の形で仕事を支配することになっていた[17]。この工場委員会の役割は，工場管理部による経営関連事項の決定を前提として，労働者の内部自治に重点を置いていたといえよう。

(3) 陸軍省大砲局所属ペトログラード実包工場

この工場でも，軍人であった管理部の逃亡後労働者総会が開かれ，旧管理部の再入構拒否とともに，各職場からの代表（約150人）によって構成され当面の工場管理を担当する臨時執行委員会を選出した。臨時執行委員会は臨時工場長を陸軍省に推薦しそれを認めさせた上，工場内の秩序形成と工場経営のための小委員会を設置し，工場経営については，工場長の単独責任制を廃し集団指導制（労働者代表3名と工場管理部1名）を導入した。後に経営責任を工場管理部に引渡すこととなり，その際「ペトログラード実包工場労働者委員会臨時規定」が全工場労働者委員会と工場管理部との間で確認された。この規定では，①全工場労働者委員会は普通・平等・秘密選挙で選出される，②全工場労働者委員会あるいはその代表の合意によってのみ，工場長は仕事の廃止と削減，労働時間・賃金・労働者の大量採用や解雇等に関する命令を発することができる，③副工場長，部長，副部長，職長等については，工場長が推薦し全工場集会か部門集会の同意によって承認される，④経営に関しては，工場管理部の経営権を認めた上，工場委員会は常任の代表者を通じて経営に参加する，⑤職場の全労働者・職員によって選出された職場内規委員会が，職制と共同で職場内の紛争解決，作業効率・安全監視，賃金支払の適性化等の役割を担う，等が定められていた[18]。この工場でも管理部の不在を埋めた後には，再生した管理部の経営・管理権を認めた上で，労働者が人事問題を中心に統制するという関係が成立したといえよう。

具体的経過の差異はともあれ，上記の全ての例において銘記されなければならないことは，生産を組織し労働過程を指揮する工場管理部(あ

16) См. Рабочий контроль и национализация промышленных предприятий Петрограда в 1917-1919гг., Сборник документов, том I, 1947 (以下, РКН と略), стр. 45-50; Виноградов II, стр. 25-27. なお，「事後承諾制 явочный порядок」が当時のロシアの労働運動に果した役割については，荒又重雄『ロシア労働政策史』恒星社厚生閣，1971年，第6章を参照されたい。

17) 辻義昌『ロシア革命と労使関係の展開』御茶の水書房，1981年，261頁参照。なお，同書では本稿で触れた以外の工場委員会の具体的事例が数多く紹介されているので参照されたい。

18) См. Революционное движение в России после свержения самодержавия, 1957 (以下, РДРС と略), стр. 575-582; Виноградов II, стр. 26. 藤本和貴夫『ソヴェト国家形成期の研究（1917-1921)』ミネルヴァ書房，1987年，154-159頁，小森田秋夫「ロシア革命における労働者統制（二月から十月へ）——移行期の労働者民主主義(一)——」『季刊　現代法』第7号，1972年，57頁参照。

るいはそれを具体的に担当する職制）の存在を前提とする労働者統制が，初期の工場委員会運動において成立していたことである。それは「労働者」と「生産者」との分離・対立を許容した上で，「生産者」の役割を担う具体的人格について労働者側が統制する（管理部に対する人事統制）ことと，「労働者」の側の内部調整（労働者の内部自治に関する工場委員会の権限の強化）を主目的とするものであったといえる。その意味では資本制的生産諸関係の根本には触れない統制なのであり，これが初期工場委員会運動の特質だったのである[19]。

こうした特質は，必ずしも政府・資本側の労働者統制に対する攻撃[20]によってのみもたらされたものではないだろう。そのことを如実に表現するのが1917年4月15日にペトログラード国有企業労働者代表協議会で決定された「工場委員会活動についての指針」[21]である。この「指針」では，全労働者の平等・直接・秘密選挙によって選出され合議制と広範な民主主義原理に基づいて活動する全工場委員会が，工場の内部秩序を監督し（労働時間，賃金基準，採用・解雇，休暇等に関する命令は，全工場委員会が発し工場長に通知される），かつ工場の労働者の社会生活を指導すること，全ての管理者は全工場委員会の同意によってのみ職務につけること，全工場委員会は管理・経営・技術分野での工場管理部の活動を統制すること，などがうたわれるとともに，「国家的あるいは私的な社会的経済が完全に社会化される時までは，生産の技術・経営・管理組織に対し責任を引受けることを望まないゆえに，管理部への代表者は単に審議権のみをもって（工場管理部に）入る」，とされていた[22]。すなわち，初期の工場委員会運動を担った労働者たちは，当時の自分たちの運動を，資本（家）による生産に関する決定とそれを実行するための管理・指揮と，その下での「労働者」としての存在を前提とする統制に自己限定していたといえるのである。

現実に初期工場委員会を担った労働者の位置付けは以上のようなものであるが，10月革命を党派として積極的に担うようになるボリシェヴィキ，特にその中心的指導者であったレーニンの初期工場委員会運動の位置付けを次に検討する。それは，工場委員会運動の発展時に，また，10月革命後にボリシェヴィキ政権と工場委員会運動を実際に担う労働者群との間で生じた，労働者統制と労働者管理に関する観点の対抗を理

19) 辻氏は，それを「初期工場委員会の協調主義的性格」として総括している（前掲書，280-281頁）。

20) 例えば，1917年3月9日のウラル鉱山業主会議では「労働者の組織問題（職長選出，調停委員会等）に関してはあらゆる要求を入れるが，工場管理への介入は断固として許さない」と決定されていた（РДРС, стр. 480）。3月10日には，ペトログラードソビエトとペトログラード工場主協会の間で協定が結ばれた。そこでは8時間労働制の暫定的実施と選挙制による工場委員会の存在の承認，労資調停室の設置が合意されたが，工場委員会の活動は，労働者の内部問題の調整，工場管理部・企業所有者・政府・社会機関に対して労働者の意見を代表して交渉することに限定されていた（См. А. В. Венедиктов, Организация государственной промышленности в СССР, том I, 1957, стр. 46；荒又重雄，前掲書，312-315頁参照。なお同書第6章では臨時政府の労働政策が詳述されているので参照されたい）。さらに4月23日には，「工業企業における労働者委員会に関する臨時政府規定」が出された。この規定では，労働者委員会は労働者総数の1/10あるいは工場管理部の要求に基づき労働者の普通・平等・直接・秘密選挙によって設立される。労働者委員会は①賃金・労働時間・就業規則等の企業主と労働者との相互関係に関わる問題について労働者を代表する，②労働者の内部関係に関わる問題の解決，③政府・社会機関との折衝において労働者を代表，④労働者の中での文化的教育的活動やその他の生活向上諸措置に関する配慮，を任務とするとされ，労働者委員会（＝工場委員会）を労働者内部の自治機能と代表機能に限定し，管理に対する労働者の介入どころか工場管理部人事に対する統制さえも否定する内容になっている（См. А. Панкратова. Указ. соч., стр. 345-348. 荒又，同上書，317-318頁参照）。

21) Революционное движение в России в апреле 1917г. Апрельский кризис. Докуметы и материалы, 1958, стр. 383-386（辻，前掲書，463-465頁に邦訳がある）.

22) 「当時の労働者組織の主要な関心は，労資関係の調整と広範な労働者自治の創設の必要性に向いていたのである」（А. Панкратова, Указ. соч., стр. 216）。

解する際の重要な鍵となるからである。

レーニンの著作に統制に関する問題が初めて登場するのは「遠方からの手紙　第5信　革命的プロレタリア的国家組織の任務」(1917年3月26日)[23]である。そこでは,「国家権力を地主と資本家……の手から,労働者と貧農の政府の手」へ移すという「第二の革命」が提起され,その際には,「もっとも重要な物資の生産と分配を統制し,『全般的労働義務制』を実施する等々」を目標とし,そうした政策はロシアでの「社会主義への過渡」となる,とされている。さらにいわゆる「4月テーゼ」(「現在の革命におけるプロレタリアートの任務について」)では,「国内のすべての銀行をただちに単一の全国的銀行に統合し,それにたいする労働者代表ソヴェトの統制を実施すること」,「われわれの直接の任務は,社会主義を『導入』することではなくて,社会的生産と生産物の分配にたいする労働者代表ソヴェトの統制にいますぐうつることにすぎない」[24]と,ここで初めて,統制の主体は個々の工場委員会ではなくソビエトであることが指摘される。4月29日に行ったロシア社会民主労働党(ボ)第7回(4月)全国協議会での演説でも,社会主義への「過渡的な方策」として「労働者・兵士代表ソヴェトの統制」[25]が提起されている。この観点は5月28日の「わが国の革命におけるプロレタリアートの任務」でも維持されている。そこでは「土地の国有化や,すべての銀行とシンジケートの国有化,あるいはすくなくともそれらにたいする労働者代表ソヴェトの即時の統制の実施等々のような方策は,けっして社会主義の『導入』ではないが,無条件に主張しなければならないし,できるかぎり革命的な方法で実現しなければならない」[26]とされているのである。

このように1917年5月末までのレーニンの統制に関する議論は,戦争に起因する当時の経済的困難から脱出する方策として,また,社会主義への過渡的方策としてソビエトによる統制に主要な関心をおいている。ここでは,直接の組織基盤を生産におかず,また,政治闘争を主要な課題とする点で工場委員会とは全く異なる組織であるソビエトが,統制の主体とされているのである。後に述懐するところでは,レーニンにとって労働者統制は「混沌とした,細分された,手工業的な,不完全なもの」[27]なのであり,それゆえソビエトによる上からの統制が提起されたのであろう。だがそこには,個々の工場で工場委員会を中心に展開されていた現実の労働者統制に対する評価が欠落しているという決定的な問題点が存する。「混沌とした,細分された,手工業的な,不完全なもの」であるにせよ,あるいはまた自然発生的であるにせよ,実際に現場の労働者が行っている統制の位置を明確にし,その方向を指し示すことが必要であったろう。それにも拘らずレーニンは工場委員会を閑却し,ソビエトという別ルートでの統制を提起したのである。背景として,先に触れたように工場委員会自身がその任務を自己限定していることが,レーニンをして個々の工場の労働者統制を積極的に位置付けさせなかったということも考えられうる。だがそれ以上に重要な原因は,「自然発生的な労働運動」は結局ブルジョアジーによる労働者の思想的奴隷化にしか至らないという,『何をなすべきか』(1902年)[28]以来レーニンが有していた労働者観,労働運動観にあると筆者は考える。そうした観点ゆえに,「自然発生的」に展開されていた個々の工場における労働者統制に着目するのではなく,政治権力獲得を目的とする革命組織と規定されたソビエトを統制の主体として位置付けたのであろう。しかし「自然発生的」な工場委員会運動は,そうしたレー

23)『レーニン全集』大月書店(以下,L全集と略),第23巻,375-377頁。
24) L全集,第24巻,6頁。
25) 同上,315頁。
26) 同上,57頁。
27) L全集,第28巻,141頁。
28) L全集,第5巻,363-573頁。特に406頁参照。

ニンの位置付けを越えて，資本制社会を内容上克服せんとするものへと発展することになる。そしてその中でレーニンは，個々の工場での労働者統制を積極的に評価するようになるのだが，その経過と内容は次の通りである。節を改めよう。

2　工場委員会運動の転換——「生産者」志向の登場

資本（家）による生産に関する決定とそれを実行するための管理・指揮を前提とし，自らの存在を「労働者」に限定した上で労働者統制を実施した工場委員会運動はその後，経済的状況の変化を契機にして，初期とは異なる特質を有する運動を展開することになる。

工場委員会運動の質的転換を直接に引き起こしたのは，1917年の春から夏にかけて激化した経済の崩壊状態であった。すなわちこの時期に，「あらかじめ規定された（工場委員会運動の——引用者）範囲を生活そのものが押し広げ，新しい，より複雑な課題を提起したのである。戦時の3年間は……国の物質的生産の少なくとも40-50%を攪乱させた。生産の非組織性，労働生産性の低下，金融の破綻，運輸の崩壊，食糧危機，失業者の急激な増加，勤労大衆の貧窮化が進んだ。近い将来，経済的破局と国家の崩壊がおこるという徴候が現れてきた。ブルジョアジーの破壊的な経済政策は……ひたすら崩壊を早めるとともにそれを深めるものでしかなかった。労働者は生産活動に対する深い，切実な関心を発揮した。労働者の思考とエネルギーは生活の経済的維持と自分たちの工場活動へとより頻繁に，またより粘り強く向けられた。（中略）こうしてプロレタリアートは，権力の奪取，新しい生産関係の樹立，プロレタリアートの経済的政治的独裁という新しい課題へと導かれたのである」[29]。先述したように初期の工場委員会運動は，2月革命後の工場管理部の不在の穴埋めに直接の契機を有していた。そこでは種々の形での管理部の再生後（工場委員会による人事統制という限定つきであるが），管理・指揮するものと管理・指揮されるものの分離・対立関係を前提とした労働者統制を展開したのであった。これに対して17年夏以降の工場委員会運動は，労働者自らが生産に関する活動の全体を担わねばならないという状況に直接の契機を有していたことから，初期の工場委員会運動とは本質的に異なる性質の運動へと労働者を導いていったのである。そうした変化の過程を概観してみよう。

すでに1917年の春から数多くの工場が原・燃料不足に直面し，幾つかの工場委員会はその下に原・燃料関連の小委員会を設けるなどしてそれらの購入・販売・利用に対する統制を開始し，場合によっては工場委員会自身が原・燃料を調達する活動を始めた。初夏になるとドイツ軍がペトログラードに迫ってきたこともあって，原・燃料の入手が春の時点よりさらに困難になり，食糧難も激化してきた。もともとペトログラードは輸出入の便が良かったために工業中心地となっていたのだが，このような状況下ではその利点もなくなり，政府・工場主は工場の移転を画策しだした。新投資の中止はもちろん，工場主たちの中にはこの機会を利用して労働者統制の波に洗われた工場を閉鎖しようというものも現れ，ロックアウトや生産過程の指導放棄も含めた様々なサボタージュを行うようになり，そのような策動はペトログラード以外の地域にも広がっていった[30]。

これに対して工場委員会に結集する労働者たちは，A.パンクラートヴァのいう「階級的自己防衛本能」[31]によって生産管理に立ち上がった。

例えばある工場委員会の代表は次のように語

29)　А. Панкратова, Указ. соч., стр. 216-217.

30)　См. там же, стр. 218-219. 荒又重雄，前掲書，322頁，辻義昌「ロシアにおける工場委員会の構造と機能」『社会政策学会年報第20集　労働問題研究の方法』，1976年，191-192頁参照。

31)　注15)参照。

った。「約2万6000人の労働者を有する巨大工場の管理部が注文がないことを口実に工場閉鎖を公表した。……ブルジョアジーが引き起こしたこのような袋小路から国を脱出させるには，労働者が自らの手に工業の規制を奪取しなければならないのであり，管理部の判断による工場閉鎖を許容してはならない。労働者自身に全てがかかっている。消極的でいてはいけない」[32]と。繊維工業労働者の代表者は，「サボタージュやロックアウトによって労働者階級の根本的利害に打撃を与えようという工場主たちの計画を繊維プロレタリアートはすっかり見抜いている。そのような攻撃には団結した抵抗という攻撃で応えるのみである。……（それは）生産に対する統制を自らの手に掌握し，企業のあらゆる活動を規制することである」[33]と述べた。また，ある鉱山では，生産に関する任務を遂行する能力がなく不手際な業務によって生産を崩壊させた管理部を追放し，労働者たちが鉱山を自主的に管理し始め，労働者のうち長年の経験を有する専門家を中心に業務を遂行し始めた[34]。このような状況に対応するため，各工場委員会は労働者統制を担当する特別委員会を設置し，その下に管理・財務や技術・生産統制，原料や半製品の調達・消費統制，燃料受入れ・消費統制，副産物利用統制等の下部委員会をつくり，企業活動の全面的統制と，場合によっては企業管理そのものを担っていった[35]。

こうして労働者による生産管理という新たな質を呈しだした当時の工場委員会運動の集約点として，ペトログラード工場委員会第1回協議会が開催された（1917年5月30日～6月5日）。

そこではまず，工場委員会は現実そのものによって「自分たちの工場の経済的生活に介入する」必要性に直面したのであり，「さもなくば，工場ははるか以前にすでに休止してしまったであろう」[36]ということ，つまり経済的崩壊と工場の移転・閉鎖や資本側の種々のサボタージュという現実が，工場の活動全体に対して労働者が直接に介入する，あるいは労働者自身が生産管理の全体を担うという任務を工場委員会に提起したことが確認される。それは初期工場委員会運動が有していた「労働者」への自己限定的特質からの脱却・発展が労働者に求められていたことを意味するのである。

協議会では，こうして転換し始めた労働者統制の位置，工場委員会の任務をどう規定するかに関して，メンシェヴィキとボリシェヴィキの間で論争が展開された。メンシェヴィキは，「工業の規制と統制は一階級の事業ではなく国家の仕事」であるから「工場委員会は生産の続行についての観察を行うのみである。しかし，生産と工場を自らの手に奪うべきではない。経営者が企業を放棄するならば，労働者の手にではなく都市あるいは国家の手に企業は移管されなければならない」として，「民主的国家的統制」を主張した[37]。これに対してレーニンを中心とするボリシェヴィキは，メンシェヴィキのいう「民主的国家的統制」はブルジョアジーの「階級支配の組織にすぎない今日の国家の階級的性格」ゆえに国を経済的崩壊から脱出させることはできず，「労働者の多数がすべての責任ある機関にはいり，また工場当局がすべてのもっとも権威ある労働者組織にその行動を報告」するような「真の労働者統制」[38]を対置した。統制の主体をめぐる両者の論争を経て，協議会はレーニンが起草した「崩壊との闘争の経済的諸方策についての決議」[39]を採択するに至った。

「決議」はいう。「破局をすくう道は，物資の生産と分配にたいする真の労働者統制をうちたてることのほかにはない。そういう統制をおこ

32) Первая рабочая конференция фабрично-заводских комитетов, 1917（以下，ПРКФКと略），стр. 27-28.
33) А. Панкратова, Указ. соч., стр. 222.
34) Виноградов II, стр. 50.
35) Там же, стр. 40.
36) ПРКФК, стр. 12.
37) Там же, стр. 14.
38) L全集，第24巻，587-588頁。
39) 同上，539-541頁。

なうためには，つぎのことが必要である。第一に，事業から逃げださなかった企業家や，学問的教養のある技術者をもかならず統制に参加させるとともに，すべての決定的な機関内で，労働者に全員の四分の三以上の多数を確保すること。第二に，工場委員会や，中央および地方の労働者・兵士・農民代表ソヴェトや，労働組合に，統制に参加する権利をあたえ，すべての営業帳簿を彼らに公開すること，またすべての資料を彼らに提供する義務を課すこと。第三に，すべての大きな民主主義政党と，社会主義政党にたいしても，これと同じ権利をあたえること」。

ここで我々が注目しなければならないのは，第1に，レーニンの統制に関する観点が，前節で触れたような社会主義への過渡的方策としてソビエトによる統制を強調し，現場工場委員会による労働者統制を事実上無視するものから，労働者統制の積極的擁護に変化したことである。これはさしあたり，進行しつつあった経済的崩壊への抵抗において工場委員会運動が果す積極的な役割を目の当たりにしたこと，日増しに高揚する工場委員会という大衆運動に目を向けざるをえなくなったことによると考えられる。それに加えて，当時のソビエトの主流が協調主義者によって占められている状況下では，ソビエトを革命を担う組織として位置付けるわけにはゆかず，ソビエトによる統制という方針を下げざるをえなかったことも考えられる[40]。第2に，レーニンの労働者統制擁護論には，10月革命後に彼が労働者による生産管理を否定することになる論理が既に隠されていることである。すなわち，ボリシェヴィキとメンシェヴィキとの論争点は「国家の階級的性格」にあり，ボリシェヴィキは当時の国家のブルジョア的性格ゆえに，メンシェヴィキが提唱する「国家的統制」を否定して「真の労働者統制」を対置したのだが，その論理は革命後ソビエトによって構成される国家が成立し国家がプロレタリアート的性格を有したと認識されるや否や，ソビエト国家による統制を積極的に許容するものとなる枠組みを有していたのである[41]。その際には，生産現場での労働者管理はもちろん，労働者統制さえも事実上否定されていくものとなるのである。かような問題が具体的に現れる10月革命後の事態は後に触れることとして，さらに協議会の内容を検討してみよう。

協議会は常設の工場委員会中央評議会を選出し，その下に生産統制，紛争審査，工業平時体制化等の委員会を設置した。中央評議会は多くの工業中心地と連絡をとりながら，労働者統制の普及や工場委員会の活動の組織化の任務を担うこととなった。また，中央評議会は「工場委員会規約草案」(1917年8月のペトログラード工場委員会第2回協議会で承認) を作成した。

「規約」[42] は4章44項からなる。「規約」によ

40) 「1917年7月に妥協主義的なソヴェトが労働者と兵士を攻撃した。その後，レーニンは，一時，ソヴェトにではなく，工場評議会に依拠して武装蜂起を実現することを考えた」(レオン・トロツキー「左翼反対派の綱領」E.マンデル編 (榊原彰治訳)『労働者管理／評議会／自主管理』柘植書房，1976年，所収，305頁)。

41) 辻義昌氏は，ボリシェヴィキとメンシェヴィキの考え方は「戦時社会主義という中央国家権力を頂点とした経済規制を主張する点で全く同一」であり，「レーニンのいう《生産と生産物配給にたいする労働者統制》の主体はソヴェートでなければならず，工場委員会は国家の規制を地方で実施する機関として位置づけられざるをえないのである」(前掲書，416-417頁) とするが，少なくともレーニンはこの協議会においては，「二重権力」下の当時の政府の「階級的性格」ゆえに「国家の規制」は否定していたのであり，それゆえ国家の「階級的性格」の変化＝社会主義革命の後に「国家権力を頂点とした経済規制」を肯定するという立論になっているといえる。この点を小森田秋夫氏は，労働者統制は，「『二重権力』と呼ばれる特異な権力状況とかかわって，国家統制に対抗する労働者統制という形態を経たうえで，10月革命後，国家統制と結合されるべきものとして，ソビエト権力により法制化されるという経過をたどる」と指摘している(「社会主義のもとでの国営企業管理と労働者権――ソ連型構造の『原型』成立過程――」『比較法研究』38，1977年，226頁)。

42) PKH, стр. 101-102. なお辻義昌，前掲書，465-470頁に「規約草案」の邦訳がある。

ると，工場組織（＝工場委員会）の目的は，①労働者の社会的・政治的行動の指導と労働者の相互関係問題を処理し，管理部との関係において企業の労働者と職員を団結させること，②生産と生産物に対する労働者統制への参加，である。その構成は，当該企業の全労働者と職員からなるとされていたが管理上の行政担当者の参加は否定されている。その機能は，労働者の社会的政治的行動の指導（労働者階級の政治的組織の決定に従う），労働者と職員相互間の関係調整，管理部・政府・社会機関との関係調整，就業規則（労働時間，賃金，雇用，解雇，休暇等の標準化）の作成とその履行の監視，行政管理部への登用について工場管理部を統制（工場委員会の合意が必要），小委員会を設置して生産と生産物分配に対する統制へ参加する，等と規定されていた。

この「規約」を，前節で検討した「工場委員会活動についての指針」と比較してみると，工場委員会の機能を，管理部等に対する代表機能，管理部人事への統制機能，労働者の内部秩序の調整機能，工場委員会とは別個に工場管理部が存在することを前提とした後者の活動に対する統制機能，に限定する等の多くの類似点が見受けられる。その点では，資本（家）による管理・指揮を前提とし，自らは「労働者」として存在することに自己限定した上での統制を提起した「指針」となんら変るところはないのである。

先に触れた「崩壊との闘争の経済的諸方策についての決議」で提起された労働者統制は，あくまでも「国家的統制」に対抗するものとして位置付けられたのであり，労働者による生産管理という工場委員会運動の新しい展開を積極的に評価するものではなかった。この「決議」と「規約」を見る限り，ペトログラード工場委員会第１回協議会は，労働者による生産管理へという現場の先進的労働者の志向に応えきれないものになってしまったといえるのである[43]。

それでもなお，工場主たちが依然として工場閉鎖や移転を画策し種々のサボタージュを続ける現場の状況は，労働者自身による生産の奪取と管理を必然的に要求し労働者はそれに応えていった。その中で現場の労働者たちはボリシェヴィキや当時の工場委員会運動指導部の思惑を越えて，未来を展望するような新しい質を有するものとして自分たちの工場委員会運動を積極的に位置付け始めた[44]。

例えば，以前から労働者統制を積極的に展開していたプチロフ工場の工場委員会は，「労働者たちは個々の企業で自主管理を学びつつ，工場における私的所有が廃絶され，労働者の手によって建造された建物とともに生産用具が，労働者階級の手に移るであろう時代に備えるのである。それゆえ，小さな仕事をしつつも，労働者人民が熱望している偉大で主要な目的を常に自覚していることが必要である」[45]，と自らの行動を評価した。この工場の労働者たちは，社会主義社会への準備として「自主管理」を位置付けていたのである。それはまた，法的宣言としての所有制度改革には，管理・指揮するものと管理・指揮されるものとの分離・対立を止揚した新しい関係の成立，「労働者」から「生産者」への転化が伴わない限り社会主義的所有たりえないことを，事実上自覚していたのだといってもよい。ここにおいて労働者たちは，資本（家）による生産に関する決定とそれを実行するための管理・指揮を前提とし，自らを「労働者」に限定する単なる労働者統制から脱却し，「生産者」への転化を志向しだしたのである。

---

43)　その点からすると，辻義昌氏が「全般的に工場委員会が経済活動に乗り出すという労働者統制の大きな質的変化を保証した功績は中央会議（工場委員会中央評議会のこと――引用者）に帰せられるであろう」（辻，前掲論文，198頁）とされるのは一面的であろう。

44)　「労働者は『自己保身』のために自然発生的に経営者的活動に順次参加していったし，その指導者たる工場委員会のメンバーたちは……むしろこうした事態を積極的に評価しはじめていた。彼らは労働者統制を労働者による産業管理の準備と考えていたのである」（辻，同上，194頁）。

45)　Виноградов II, стр. 37.

このような事態に対して政府・資本側が猛反撃したのは当然のことであった。1917年5月27日には交通大臣ネクラソフが回状を発し，鉄道に対する労働者の統制は認めつつも管理部の命令機能への介入を拒否した。6月20-24日のウラル鉱山業主会議では企業主の管理命令機能と商業金融活動以外の分野に対する労働者統制ならば許容可能とした[46]。これらは政府・資本側にとって，労働者に対する資本の指揮・命令機能こそが，資本制社会における生産の最大の重要事であり譲れない一線であることを図らずも示しているのである。しかし政府・資本側はその点に留まらず，工場委員会の存在とそれによる統制そのものを否定する攻撃をもしかけてくる。例えば，1917年7月4日のウラル鉱山業主会議では，労働者委員会との関係自体を否定する決定を行ったし，8月22日には工場委員会の人事統制権を否定する回状を，8月28日には労働時間内の工場委員会の集会を禁止する回状をそれぞれ労働大臣スコベレフが発した。同じ8月28日にはペトログラード工場主協会が回状を発し工場委員会活動，労働者統制そのものの否定を打出した[47]。

これらに対して最初に反撃に立上がったのは，先のプチロフ工場の工場委員会であった。彼らは，工場委員会はもはや，「工場生活の中心にあり，最も重要な分野をとらえ，その生活の中枢神経となった」ことを強調し，工場委員会を守ることを訴えた[48]。1917年9月10日から開かれたペトログラード工場委員会第3回協議会でも，労働大臣回状の即時撤回，現時点での工場委員会が有している権限の立法化，工場委員会活動の深化・拡大等が決議された[49]。このような，生産における指揮・命令機能を集中的な攻防点とする政府・資本と工場委員会に結集する労働者の対決の進行は，工場委員会活動を全国的に集約することを要求し始め，10月17日～22日にかけて全ロシア工場委員会第1回協議会が開かれることとなった。

1917年10月6日に出された「全ロシア工場委員会協議会召集に関するアピール」[50]は，「3年余りにわたる著しい経済的破壊は，復興に向けた生産力の最大の緊張を求めている。(中略)労働者は……この問題に全ての力・創意を注がなければならない。生活そのものが労働者組織の生産・分配への介入を求めており，工場委員会は最も生産に近い組織としてこうした重要な問題において顕著な役割を果さなければならない」こと，すなわち，初期工場委員会運動から，労働者自らが生産・分配に積極的に介入する新しい工場委員会運動へと発展することが求められていることを確認している。

これをうけて開催された全ロシア工場委員会第1回協議会では「工場委員会の役割・任務について」[51]が決定され，「革命は，労働者階級に，生産・生産物分配にたいする労働者統制の新しい任務を提起した。この任務は，革命の発展とともに，また，反革命的ブルジョア権力の克服の結果，かならず，社会的生産の規制，最後にはその組織化の任務へと移行するであろう。これらの任務は，既存の各種の労働者組織によって遂行されえず，新しい革命的組織――工場委員会，その地方的連合体，地方的工場委員会評議会を活動せしめた」という基本認識が確認された。職業別に組織され，労働力の販売条件や労働条件の改善に主要な目的をおく労働組合ではなく，生産現場に直接の組織的基礎をおき「労働者のあらゆる利益を代弁したのであって，労働組合よりも普遍的・多面的な機能を有し」[52]，生産に直接の責任をもちうる工場委員会のみが，労働者による生産の管理という革命後の社会で

46) 荒又重雄，前掲書，327-328頁参照。
47) См. Виноградов II, стр. 65 ; РКН, стр. 164, 169-170, 212-219.
48) РКН, стр. 164.
49) Там же, стр. 164.
50) Там же, стр. 212-219.
51) 笹川儀三郎『ソビエト工業管理史論』ミネルヴァ書房，1972年，43-44頁。
52) 辻義昌，前掲論文，170頁。

の「新しい任務」を担える組織であることが語られているのである。そしてそのような問題意識が工場委員会運動を展開する労働者に確認されつつあったまさにその時にロシアは10月革命に突入するのであった。

以上我々は，2月革命後の工場管理部不在の穴埋的存在として生成し，「労働者」たることを前提としての種々の統制にその任務を自己限定していた初期の工場委員会運動が，戦争による経済的崩壊とそれに対する資本の側の無能・サボタージュといった現実を大きな契機として，積極的に生産そのものを担うようなものへと発展したこと，その中で現場の労働者たちが実質的に新しい生産諸関係の創出を展望し始めたことを確認してきた。それでは，そのような工場委員会運動は10月革命後如何なる位置を与えられていったのであろうか。章を改めて論じよう。

III　10月革命と「生産者」の否定

1　労働者統制と労働者管理の対抗

「臨時政府は打倒された。国家権力は，ペトログラード労働者・兵士代表ソヴェトの機関……の手にうつった。人民が闘争の目標としていた事業，すなわち民主主義的講和の即時の提議，地主の土地所有の廃止，生産の労働者統制，ソヴェト政府の樹立という事業は保障されている。労働者，兵士，農民の革命万歳！」[53]という10月革命の宣言に規定された「生産の労働者統制」を保障するため，その20日後の旧暦1917年11月14日，「労働者統制令」が労働者・兵士代表ソビエト全ロシア中央執行委員会で採択され，翌日発布された。

「労働者統制令」[54]は以下の内容から成る。

①労働者統制は国民経済の計画的規制のために生産，生産物および原料の買付け・販売・貯蔵，企業の財務面に対して実施される。②労働者統制は当該企業の全労働者によって，選挙に基づく機関（工場委員会，職場長評議会等）を通じて実施され，その際，職員・技術要員の代表がこれらの機関に参加する。③大都市・県・工業地区には，労・農・兵ソビエトの機関として地方労働者統制評議会が設置され，労組・工場委員会等の労働者委員会と労働者協同組合の代表者によって構成される。④労働者統制機関の権利は，生産の監視・最低生産高の設定・生産物原価の明確化である。⑤商業上の秘密の廃止。⑥労働者統制機関の決定は企業所有者にとっては義務的で，上級労働者統制機関の決定によってのみ無効になる。⑦企業所有者・選出された労働者と職員の代表は，厳格な秩序・規律・財産の保全について国家に対して責任を負う。⑧地方労働者統制評議会は下級労働者統制機関の係争問題の解決にあたるとともに下級機関を監督する。⑨全ロシア労働者統制評議会は労働者統制の全般的計画・訓令を作成し，拘束力の

53)　L全集，第26巻，243頁。

54)　Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам, том I（以下РППХとする），1967, стр. 25-27. この「労働者統制令」が採択されるまでには当時の労働者統制の課題は何かということを中心に論争があったようである。レーニンは10月26日か27日に「労働者統制令（第1次）草案」（L全集，第26巻，278-279頁）を書いたが（これが採択された「労働者統制令」の基礎をなしている），それに対してペトログラード工場委員会中央評議会はレーニン案とは全く異なる草案を提出した。レーニン案は，基本的には，展開されていた労働者統制の現場組織の活動を法律的に保障し，他の企業にも拡大することを課題としていた。他方評議会案は，労働者統制の機構は2月革命後の工場委員会運動によって既に整備済であるとして，統制よりも「臨時国民経済会議」という中央機関の設置を通じた生産の組織化を課題としていた（直川誠蔵「レーニンと労働者統制――11月14日布告を中心として――」『社会主義法研究年報No.1　レーニンの国家・法の理論』法律文化社，1972年，所収，参照）。現実に採択された「労働者統制令」そのものは，レーニン案を基礎にした上での両者の妥協の産物であるといえる。すなわちレーニン案の現場労働者統制の法律的整備問題を基礎にし，工場委員会側が求めた中央機関を「全ロシア労働者統制評議会」の設置という形で具体化した

ある決定の発令を行い，地方労働者統制評議会の活動を調整する。⑩全ロシア労働者統制評議会は労働者統制機関の活動を，他の国民経済をつかさどる機関の活動に調和させるが，それらの組織との関係についての規程は別に発布する。⑪工場委員会活動を抑圧する法令等は廃止される，等。

この「労働者統制令」の基本的性格は，「現実的には労資の闘争において，プロレタリアートの分散していた力によってではあるが既に実生活で実現していたものを，単に総括し，合法化し，組織化したもの」[55]であり，その意味では，労働者統制の普及・組織化を目標にしてその大枠を規定する法律上の整備という面が強く，具体的に各企業での労働者統制を如何に展開するかということは別に規定される必要があった。そこで相異なる内容を規定した二つの実施細則が作成されたのだが，両者の差異はそのまま当時の労働者統制に関する論争点を如実に表現していた。

その第1が，全ロシア労働者統制評議会の作成による「労働者統制指針草案」[56]（1917年11月27日公表，翌1918年1月の全ロシア労働組合第1回大会で承認され，最終的にはこれが全国的に効力あるものとして承認された）である。

注54)でも触れたように，労働組合の指導部は先進的な工場委員会運動が展開してきた企業内での労働者管理に対して否定的で，それを「サンジカリズム」として批判し，あくまでも現場の工場委員会運動を労働者統制の枠に押し留めようとした。労働組合中央指導部を中心に作成された全ロシア労働者統制評議会の「労働者統制指針草案」は，そうした観点を明確に表している。

この「指針草案」ではまず，工場委員会も一メンバーとなる企業の労働者統制委員会は，上部機関（労働組合の統制・分配委員会）に対して責任を負いその指導をうけることが明言されている。工場委員会は労働組合の下部組織として位置付けられているのである（これは全ロシア労働組合第1回大会で，ボリシェヴィキが提案した工場委員会を労働組合の下部組織とする決定の採択によって組織上も実現した[57]）。革命直前の全ロシア工場委員会第1回協議会で革命の任務を担えないと規定された労働組合が，その任務を唯一担える労働者組織と規定された工場委員会を逆に下部組織として吸収することになったのである。労働者管理を展開しつつあった工場委員会が，労働者管理に対して否定的な組織に組み込まれることになったことのその後

ものである。しかしそれはあくまで工場委員会側が求めたところの「労働者管理」を前提とした生産の全国的組織化を展望するものではなく，「労働者統制」の法律的整備とその普及というレーニンの問題設定を維持した上でのことである。そこを鋭く突いたのが，次に述べるペトログラード工場委員会中央評議会の労働者管理を展望した「工場委員会規約」なのであり，それは「労働者統制令」を大きく踏越えるものなのである。

なお川原純氏は，採択された「労働者統制令」において地方労働者統制評議会・全ロシア労働者統制評議会の設置が取り入れられたことを，「無政府的傾向を内包しつつも『下からの』組織化を志向する工場委員会側と，もともと中央集権的に組織され『上からの』組織化を追及する労働組合側（およびそれを支持した労農政府）の，国民経済組織化の方法を巡る対立の妥協の産物」（「『労働者統制』から『国家統制』へ――ソ連型社会主義管理メカニズム形成の端緒過程と労働者統制――」愛知大学国際問題研究所『紀要』85，1988年，66頁）と指摘している。たしかに全ロシア労働組合協議会指導部は，労働者統制を中央集権化することを通じた国民経済の計画的調整を要求した（藤本和貴夫，前掲書，176頁，参照）が，「労働者統制令」ではあくまで労働者統制の全国的組織化のみが提起されているのであって，それを越えた国民経済あるいは生産の組織化の問題は，後に述べる最高国民経済会議の設置によって具体的な機構を与えられるのである。「妥協」は労働者統制の普及段階にあるとするレーニンらと，既に「労働者管理」が問題になる段階にあるとする工場委員会側との間で，前者の観点を維持した上での全国組織の創設として成立したのである。むしろ「労働者統制と産業の調整問題を分離している点に労働者統制令の特徴がある」（藤本，同書，同頁）のである。

55) А. Панкратова, Указ. соч., стр. 238.

56) РКН, стр. 243-248.

57) История профсоюзов СССР, 1969, стр. 126.

の展開において持つ意味は大きい。だがそれにもまして重要なのは，「企業の管理・運営・活動についての命令権は，企業所有者に残され，統制委員会は企業管理に参加しない」として，管理部の指揮・命令への介入を禁止し，労働者統制委員会の任務を生産その他の監視に限定していたことである。

先の「労働者統制令」と比較すると，この「指針草案」では「統制は情報機能に限定され，企業の財務に及ばなかった」し，工場委員会と統制委員会は「生産管理問題に介入する権限を有していなかった」[58]が，前者は基本的に「労働者統制令」の枠組みに沿ったものであるし，後者に関しては「労働者統制令」でも同じように「生産の監視」が規定されていただけなのである。その意味ではソ連での通説――「この指針草案ではレーニン的法令の基本テーゼが歪められている」とした上，それをメンシェヴィキとエスエルの責に帰す[59]――は誤りであり，この「指針草案」こそが「レーニン的法令」に合致したものだったといえるのである[60]。それは先進的に工場委員会運動を展開していたペトログラードを中心とする現場労働者の問題意識とは大きく乖離したものであった。

第2は，ペトログラード工場委員会中央評議会の作成による「労働者統制指針草案」[61]（1917年11月27日公表，これをもとに「工場委員会規約」が同評議会によって1918年1月14日に決定された）である。

こちらの「指針草案」の基本認識は，労働者統制は革命前の工場委員会運動によって現場では既に実施されており今や生産の労働者管理が課題となっている，とするところにある。そこでは，「産業に対する労働者統制は……単なる監督といった狭い意味にではなく，資本・設備・企業内の原料や製品に対する企業主の処理権に対する介入，注文の履行や動力・労働力の消費に対する積極的な監督，合理性に立脚した生産そのものの組織化への参加という広い意味で理解すべきである」とされ，そのような労働者管理を展望した労働者統制の任務は，労働者統制の地方・中央機関と密接な関係を保ちながら各工場委員会によって主体的に担われるとされている。また，工場委員会の活動は国民経済の中央機関の活動と並行して行われるとも規定されている。

ここでは上述の全ロシア労働者統制評議会の「指針草案」，そしてレーニン起草の「労働者統制令」とは明らかに異なる論点が展開されている。労働者統制の任務を単なる「生産の監視」に留めるのではなく，工場委員会に結集する労働者を責任ある生産の組織者として積極的に位置付け[62]，それを基盤にした国民経済全体の組織化が展望されているのである。ペトログラード工場委員会中央評議会の「指針草案」では，「労働者・職員総会を最高機関とし，執行機関たる工場委員会を通じて，事実上労働者管理（рабочее управление）に近接した強力な労働者統制権を工場管理部にたいして行使するとともに，自ら労働関係を規律するものとされていた。しかも，資本の機能を遂行する工場管理部を選挙制の工場管理部にとって代えることによって，後者をふくむ『工場組織』がそのまま国有化後の工場の自治的管理組織に転化するという展望にたつ

58) Виноградов II, стр. 92.
59) Там же, стр. 92.
60) 直川誠蔵氏も，全ロシア労働者統制評議会の「指針草案」を「メンシェヴィキーの立場が反映されている」ような「報告的統制」と位置付け，レーニンが提起した「真の労働者統制」はそれとは全く異なる「処分権のある統制」であるとしている（直川，前掲論文，126頁）が，「報告的統制」こそがレーニンが「労働者統制令」において提起したものなのである。
61) РКН, стр. 237-243.
62) 「この指導書では，あきらかに工場委員会は，企業の活動にたいする単なる監視者ではなく……その権限のうえからは，企業の全業務にたいする責任ある事実上の指導者であった」（笹川儀三郎，前掲書，55頁）。

ものであった，と思われる」[63]のである。

企業主等による労働者に対する管理・命令権を前提とした単なる労働者統制と，労働者が「労働者」たることを止揚して自ら「生産者」・生産の組織者になることを展望しつつあった労働者管理は，中央機関レベルでは上記のような対抗関係となり前者が選択された。しかし生産現場の労働者たちは逆に積極的に後者を選択し，労働者統制と労働者管理の対抗を後者の精力的実践によって克服していった。

例えば，1918年4月までに全ての最重要企業で労働者統制が成立したウクライナでは，そのうちの多くの大企業で事実上労働者管理が展開された。工場委員会運動において先進性を発揮してきたペトログラードでも，最大級の企業の一つである金属工場に労働者管理部が形成され，そうした実状に応じてソビエトは工場管理を労働者に引渡した。サマラの皮革工場でも工場の管理を労働者に引渡すことを工場委員会評議会が決定し，モスクワやその他の都市でも単なる労働者統制を越えた事実上の労働者管理が進展していった[64]。そしてこのような労働者管理の発想は，早期から国有化が進展していたウラル州の労・兵代表ソビエト・ウラル州大会で採択された「ウラルにおける工業管理について」[65]において，制度上より明確な形を与えられることとなった（国有企業管理の「ウラル方式」）。

その内容は，行論に必要なものに限っていえば，次のようなものであった。

工場の管理は，個々の工場のあらゆる業務を担当する管理・命令機関としての業務会議が遂行する。この会議は，労働者代表2/3，職員・経理部・技術要員代表1/3からなる。労働者代表は工場全体によって選出されるか，労働者組織，労働組合，工場委員会によって派遣されるが，いつでも召喚可能である。業務会議は，財務・簿記部，会計部，報告・生産統計部，技術・非軍事化部，購買・販売部，労働部を組織する。地域全体の生産管理は，工場の業務会議と同様の手続きで選出された労働者代表2/3，職員・技術者代表1/3からなる代表者会議が担当する。

ウラルのソビエト大会と並行して開催されたウラル国有化企業・元国営企業の代表者総会では，国有化企業管理の臨時規定[66]が採択された。

この規定では各職場に経営・管理委員会が設けられ，それらは当該職場の全構成員によって構成されることになる。企業全体を対象とする企業の代表者会議は，企業の全構成員によって選出され，3～5名の企業管理部を任命する。そして企業の代表者会議によって選出された地区の管理局が地区の最高機関となる。

これらの決議・規定においては，旧来の管理部がいなくなった後の企業管理を，現場の労働者に基盤をおき可能な限り民主的手続きによって遂行しようという発想がみられる。だが，そうした観点でさえもやがては否定されていくことになるのである。

2　「労働者」への再転落

労働者統制と労働者管理の対抗関係の中で，工場委員会に結集する労働者たちが後者を選択し「生産者」への変革過程を進展させているまさにその時に，ボリシェヴィキ政権はそのような労働者たちの先進的行動を結果として否定する内容を有する政策を打出したのである。その端緒となったのが1917年の最高国民経済会議（以下BCHXとする）の設立であった。

BCHXは「労働者統制令」発布の約20日後の1917年12月2日に創設され，その任務は次のように規定されていた[67]。

63)　小森田秋夫，前掲「社会主義のもとでの国営企業管理と労働者権――ソ連型構造の『原型』成立過程――」，226頁。
64)　См. Виноградов II, стр. 95, 113-114.
65)　川原純「ソ連型社会主義管理メカニズムの形成過程――レーニンの社会主義社会建設路線――」愛知大学国際問題研究所『紀要』89，1989年，26-27頁，笹川，前掲書，86-89頁参照。
66)　А. В. Венедиктов, Указ. соч., стр. 316.
67)　РППХ, стр. 27-28

BCHX は人民委員会議のもとにあり，国民経済・国家財政の組織化，そのための経済活動規制の全般的規準と計画を作成し，中央・地方的諸機関の活動を調整する。権限は，商工業部門の没収，差し押え，強制シンジケート化，その他の生産・分配・財政分野の諸方策であり，既存のあらゆる経済規制機関は BCHX に従属する。BCHX は，全ロシア労働者統制評議会，人民委員部代表，その他の有識者から構成され，種々の部局を有する。BCHX は国民経済全体に関係する法案や重要方策を立案する。地方ソビエトの経済機関は BCHX の決定に拘束される，等。

BCHX 創設の詳しい事実経過は省略するが[68]，創設に至った論点としては概ね次のようなことが考えられる。

レーニンを指導者とするボリシェヴィキは，元来，「自然発生的」に展開され「不完全」なものである労働者統制ではなく，ソビエト国家による生産と生産物分配の統制を追及していたことは既に述べた。それに加えて，10月革命前のボリシェヴィキには「個別性」・「分散性」を有する労働者統制を「こそくな手段」として位置付け，それとは別個に全国民経済を規制する国家機関を設立して「生産の組織化」を追及する傾向もあった[69]。「労働者統制令」発布直後の1917年11月18日，レーニンは，「社会主義の大業」を保障するものとして，①労農政府による権力の掌握，②労働者統制の実施，③銀行の国有，④全国民経済を指導（規制）する労農最高経済機関の設置を挙げている[70]。生産現場レベルでの労働者統制の展開と並行した中央経済機関の設置が提起されているのである。おそらくは，このようなボリシェヴィキの観点と，労働者統制の中央集権化と国民経済の計画的調整を求める労働組合中央指導部の観点，そして，労働者統制は既に実施済みで労働者管理の時期に入っているという認識に基づき，労働者管理の集約と生産の全国的組織化を任務とする中央機関の設置を求めていた工場委員会評議会指導部の観点が複雑にからみあい，全ロシア労働者統制評議会を傘下におきつつも基本的には国民経済・国家財政の組織化を任務とする BCHX の創設へと至ったのであろう。それゆえ，BCHX の設置そのものが即座に労働者統制や労働者管理を否定するものではなかったといえる[71]。

68)　庄野新「ソビエト計画経済前史――最高国民経済会議の転形と中央計画機関の創出過程――」『歴史学研究』No. 284，1964年を参照されたい。

69)　См. КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, (以下，КПСС と略), том I, 1983, стр. 582-584. 藤本和貴夫，前掲書，173頁参照。

70)　L 全集，第26巻，343頁。

71)　BCHX の創設に関する以下の見解，すなわち，「労働者管理の諸器官に基づき，かつこれを代表する全国的経済権力の確立とならんで，工場委員会が実施しつつある，事実上の産業国有化を承認し，これを完成することを要望した」というボリシェヴィキ「左派」のプランの実現とみるもの（R・ダニエルズ（国際社会主義運動研究会訳）『ロシア共産党党内闘争史』現代思潮社，1982年，68-69頁），「分散性」を有する労働者統制と BCHX への全ロシア労働者統制評議会の吸収を対比させ，後者によって「労働者統制活動の分散性は，漸次克服されていった」とするもの（庄野新「ロシアの後進性と社会主義建設のはじまり――労働者統制から国有化へ――」『歴史学研究』No. 235，1959年），「国家統制」による労働者の「直接的統制」の否定という問題設定から，BCHX は「全ロシア労働者統制会議の上部機関で，それを『不用』にする」ものであることを強調するもの（川原純，前掲「『労働者統制』から『国家統制』へ」，66頁），「企業レヴェルの労働者がではなく，労働者の先進的部分と称される人々が（労働者を『代表』して）状況を支配するためにこそ」BCHX が創設されたとみるもの（川原純，前掲「ソ連型社会主義管理メカニズムの形成過程」，14頁），さらには，「工業の国有化を準備する重要な方策は，最高国民経済会議と地方の国民経済会議の設立であった」とするもの（Виноградов I, стр. 75）などはいずれも一面的であろう。本文に挙げた諸勢力がそれぞれに中央経済機関の創設を求めるなか，組織上は全ロシア労働者統制評議会を傘下におきつつも，現場での労働者統制はそれとして展開させ，労働者統制とは別のルートから国民経済の組織化を担う組織として BCHX が創設されたのである。そこでは労働者統制と産業の全国的調整を分離させるという観点が維持されているのである。それは，先進的工場

だが，転機はすぐに訪れた。1918年の春には後にレーニンが資本に対する「『赤衛軍』攻撃」[72]と称した，労働者自身の手による工場接収や地方権力による工場差し押えが，企業の没収や差し押え・強制シンジケート化なども担当するはずのBCHX（そして人民委員会議やボリシェヴィキ）の意図を越えて進行し[73]，それを後追い的に法律上承認する国有化が進み[74]，新しく国有企業の管理問題が論点とされるようになったのである。

1918年3月3日，BCHX決定「国有化企業の管理について」[75]が出された。ここにおいて10月革命後，未確定でいわば先送りされていた企業での生産管理の問題が一定の枠組みを与えられ，その中でBCHXは初めて公式に企業の生産管理に関与するようになる。この「決定」の内容は以下のようなものであった。

①管理と指導の担当者である技術企業長と管理企業長の任命はBCHX内の国有化企業中央管理局が行い，企業長は中央管理局とそれが任命する代表委員に対し責任を負う。また技術企業長は技術職員を任命し技術管理上の全ての問題に指示を与える。②工場委員会は上記の任命・指示に対して訴願できるのみで，それを停止できるのは中央管理局と代表委員だけである。③管理企業長のもとに経営管理会議が置かれ，構成は労働者代表・職員代表・企業長・ソビエト代表・労組代表等から成るが，企業の労働者・職員代表は過半数を越えない。④経営管理会議は，企業のあらゆる問題について審議権を有し，技術管理問題以外の全てについての決定権がある。その会議の決定に基づく命令機能は管理企業長に属する。⑤労働者統制機関の決定等は経営管理会議の承認を経てはじめて実施される，等。

この「決定」が出された1918年3月3日は，ブレスト＝リトフスク講和条約によってロシアが第一次世界大戦から離脱した日でもあった。「平和的息つぎ」の時期を迎えたボリシェヴィキ政権がまさにその日にこの決定を行ったことは極めて重要である。非常事態を脱し，ようやく社会主義建設のスタートラインについたボリシェヴィキ政権が，彼らがもともと有していた社会主義観に基づいた生産管理・企業管理像を提起したと考えられるからである。

「決定」では，労働者管理どころか労働者統制さえも否定されているのが明らかに読み取れる。当該企業の労働者たちは事実上経営管理会議という意志決定機構への参加が保障されているのみで，工場委員会運動の出発点の一つであった人事統制権さえも否定され，BCHXに任命されそれに対してのみ責任を負い，人事権や命令権を有する管理部に従わなければならなくなったのである。管理部は当該企業の労働者集団にその存在根拠をもつのではなく，BCHXという国家機関を背景とした存在となるのである。そこでは前節で紹介した国有企業管理の「ウラル方式」も否定されている。我々はこのような内容が盛り込まれた「決定」に，管理部の労働者からの分離・自立を通じた管理部対労働者の対峙という，後のソ連の企業における関係の原型をみることができるのである。

委員会が追及していた労働者管理を集約するものではないとともに，BCHXの創設自体が進行しつつあった労働者管理を否定したわけでもない。そのことはBCHXが直接に企業管理を種々の形で担当するようになるときになされたのである。また国有化に関しても初めからBCHXがそれを追及していたわけではなく，個別企業や地方レベルでの工場接収や工場差し押えを後に「国有化」という形で法律上追認していったのである。なお，以上の点については注54)をも参照されたい。

72) L全集，第27巻，249頁。

73) 庄野新，前掲「ロシアの後進性と社会主義建設のはじまり」，30-31頁参照。

74) この時期も含めた国有化の進行については，Виноградов II, стр. 81-136; История социалистической экономики СССР, том I, 1976, глава 4-7; В. З. Дробижев, Социалистическое обобществление промышленности в СССР (по материалам промышленной переписи 1918г.),《Вопросы истории》, 1964, No. 6; 門脇彰「産業国有化」岡本正編著『ソ連経済論・歴史篇』日本評論社，1968年，所収，等を参照されたい。

75) 笹川儀三郎，前掲書，90-91頁。

しかし現実には，企業での新しい生産・企業管理形態が種々の形で模索的に実践されていた。A. B.ヴェネディクトフの整理によると国有化以前の企業においては，(1)政府機関が企業の委員を任命し，彼らが企業活動を指導し管理部となった形，(2)私有企業管理部に国民経済会議や工場委員会の代表が加わり管理部を形成した形，(3)企業の労働者・職員の代表あるいはそれに国民経済会議や労組の代表が加わり管理部を構成した形，(4)工場委員会の管理機能が拡大して労働者管理部を形成した形，等の管理形態があった[76]。そのなかで工場委員会を中心とした労働者による管理を否定し，またそれ以前の段階である労働者統制さえも否定して，管理部の国家機関による任命制とその命令機能の強調が選び取られていったのであるが[77]，その選択を理論づけたのがレーニンであった。

レーニンは1918年4月28日に「ソビエト権力の当面の任務」[78]を発表した。レーニンによると，当時のロシアの状況とそれに対処するための任務は次のようなものであった。すなわち，ロシアは今や搾取者の反抗の弾圧という任務を基本的に終え，「ロシアの管理を組織する」という新しい任務に直面しており，それが解決されてはじめて「ロシアはただソヴェト共和国になったというだけではなく，社会主義共和国になったともいうことができる」。それに向けて「決定的なこと」は「物資の生産と分配とのもっとも厳格な全人民的な記帳と統制とを組織すること」なのだが，それは極めて不十分な水準にしかない。そこで提起されるべきことは，まず第1に「ブルジョア専門家」の利用（パリ・コミューンの原則から逸脱して高給を払ってでも），第2に，労働過程においては「ブルジョア専門家」も含めた「個々の指導者」「独裁者」「ソヴェト指導者」等の「単一の意志に大衆が異議なく服従すること」を「無条件に」実行することである。そのような「独裁者という無制限な全権をもつ個人の任命」は，プロレタリア独裁の表現でもあるゆえになんらソビエト権力の原則と矛盾しないのである。

レーニンは管理が問題になっているとする点では当時の課題を的確に認識していたといえよう。だがまさに決定的なことは，種々の形を創造しながら現場の労働者たちが進めていった労働者管理（それは発展すれば「労働者」たることを止揚して「生産者」になっていく芽を有していた）に対する評価を欠落させ，「後進性」を強調することで，事実上労働者統制さえも否定するようなブルジョア専門家等の独裁者的全権を提起したことにある。レーニンにとっての労働者統制は，「労働者階級が管理をまなびとり，労働者大衆の権威が確立されたときにはじめて社会主義は形づくられ，確立される」という際の方策としても位置付けられてはいたが，しかしまた，もともと「混沌とした，細分された，手工業的な，不完全なものたらざるをえない」[79]方策でもあり，労働者の「後進性」によりそうした「不完全」な方策さえも実現しえないと認識されたがゆえのことであると思われる。そこでは部分的ではあれ展開されていた労働者管理は無視され，直接的な生産過程においては，労働者から切り離され自立した新しい「独裁者」が出現することになるのである。

だがもちろん上記の転換は摩擦なく進んだわけではない。

ブハーリン，オシンスキー，ラデックらが結集するいわゆる「左翼共産主義者」は，レーニンの論文「ソビエト権力の当面の任務」の直前に「現在の時機についてのテーゼ」を公表した。

76)　См. А. В. Венедиктов, Указ. соч., стр. 154-166.

77)　こうした観点による早い時期の典型例を1918年3月23日に出された人民委員会議法令「鉄道の管理の集中，保全，輸送の強化について」に見ることが出来る。そこでは労働者による鉄道管理を終焉させ，交通人民委員部とそれに対して責任を負う地方執行部に独裁者的全権を与えている（Декреты советской власти, том II, 1957, стр. 12-21）。

78)　L全集，第27巻，241-280頁。

79)　以上，L全集，第28巻，140-141頁。

そこでは,「国家管理の形態は,官僚主義的中央集権制,さまざまなコミッサールの支配,地方ソヴェトからの自主性の剝奪,下から管理する『コミューン国家』形態の事実上の拒否,へと発展するにちがいない。こうした方向にむかって,一定の傾向がすでに形成されつつある」という認識に立って,そうした事態を防ぐためにも「企業の管理は,地方国民経済会議の統制と指導下にある労働者と技術員の混合委員会にうつされねばならぬ。一切の経済生活は,『大工場主ども』の参加なしに,企業の技術員と職員の組合が参加する,労働者によって選ばれた,これらの会議の影響下に服さねばならない」[80]ことが提起されている。さらにブハーリンは「現在の経済の若干の基本概念」との論文を発表し,権力問題にとって決定的なことは生産における影響力の程度であり,その観点からするに,工場における資本の権力を除去しないプロレタリア独裁は最終的にはブルジョア独裁に席を譲らざるをえないとし,工場自体を労働者が自己の手中にする「社会化」を提起した[81]。レーニンの「ソビエト権力の当面の任務」は結果的に全ロシア中央執行委員会で承認されたのだが,この論争のとりあえずの決着は国民経済会議第1回全ロシア大会（1918年5月26日～6月4日）でつけられることとなる。

大会では,先に国有企業管理の「ウラル方式」を提起したウラル州国民経済会議の代表が,国有企業の管理は中央ではなく州に集中し,企業や工場の管理部の2/3は当該企業・工場の労働者組織代表によって占められるべきと主張した[82]。「左翼共産主義者」は,「革命が約束したはず」の「工業の民主化」(工場委員会が管理部を構成・支配)を執拗に求めた[83]。だが大会はそれらを“サンジカリズム”,“社会主義における中央集権制という原則を破壊するもの”と規定し,管理の中央集権化やブルジョア専門家の利用を強調するレーニンらの提案を受け入れ,いっそうの国有化政策を承認するとともに[84],BCHXの主な機能を工業管理と規定し,「国有企業の管理規程」を採択した。当時の論争はその後の内戦の激化と戦時共産主義の導入もあって,これによって一時幕を閉じるのである。

大会で決定された「国有企業の管理規程」[85]では,①管理部の構成員のうち,2/3はBCHXか州国民経済会議が任命し（そのうちの半数は労組連合に推薦させることもできる),1/3は当該企業の労働者によって選出されるが,全体の1/3は技術等の専門家からなり,全ての構成員について上級機関の承認が必要である。②管理部の権限と義務としては,企業予算・生産計画・拡張や改造の計画・調達計画の作成（上級機関が審議),内部秩序規則制定,技術や営業部門の管理者の任命と承認である,等が規定されていた。この「規程」は基本的な部分では1918年3月3日の「国有化企業の管理について」と変るところはなく,労働者による管理部選挙権を1/3に抑えることによって,管理部の任命権のBCHXによる掌握が追及されている。今やブルジョア専門家等,労働集団に直接の基盤を有しない管理部の形成については,任命制への移行という形で実現したといってよい。

残るは,レーニンがいうところの「独裁者」への「無条件」の服従である。それは「単独責任制」の導入によって果されることとなる。

「左翼共産主義者」らの見解を否定した国民経済会議は,1918年12月の第2回全ロシア大会において「工業管理における単独責任制の強化について」を採択した。レーニンはこの大会に

80) 以上,庄野新訳「現在の時機についての『左翼共産主義者』のテーゼ」菊池昌典編『現代革命の思想――1　ロシア革命』筑摩書房,1971年,所収,381,385頁。
81) 藤本和貴夫,前掲書,220-221頁。
82) 笹川儀三郎,前掲書,94頁。
83) ダニエルズ,前掲訳書,71頁。
84) これをうけて1918年6月28日にはいわゆる「大工業国有化法令」が出され,全面的国有化の第一歩を踏出すことになった。
85) Управление народным хозяйством СССР 1917-1940гг. Сборник документов, 1968, стр. 27-32.

おける演説で,「事業に害をおよぼすあらゆるサンディカリズム的・分離主義的・地方主義的・州中心主義的試みにたいしては，われわれは，これまでもたたかってきたが，今後も同様にたたかうであろう」という一般的原則を述べた上，「戦時状態はわれわれに特別の責任と任務を負わせている。……合議制が管理の実務の妨げになってはならない。……合議制による執行から個人責任制へのこの移行が，当面の任務である」[86]と,「ソビエト権力の当面の任務」とは異なって，戦時という非常事態への対応という観点から単独責任制を提起した。

「工業管理における単独責任制の強化について」[87]では，これまでBCHX等が管理部を任命することで間接的に工業企業の管理を行っていたのに対し，政府機関または州も含めた国民経済会議が工業企業を直接に管理すること，それに基づいて具体的な管理責任は職務を分担した管理部がそれぞれ個人的に負うこと，管理部は実務的観点に従って登用されること等が規定された。労働組合に統合された工場委員会は，戦時という非常事態の圧迫もあってもはやこうした変化に抵抗できず，先進的に労働者管理を追及していたプチロフ工場も含めて次々と単独責任制の導入を許容していった[88]。しかし，単独責任制導入についてのレーニンの当時の提起は戦時という非常事態への対応としてのものであり，内戦が終了し平和的建設の時期に移行すると，当然にも新しい形で論争が再燃することとなった。

レーニンを中心とするボリシェヴィキ主流派に対して新しく論争を挑んだのは，トムスキーらの労働組合指導者と旧「左翼共産主義者」のオシンスキーらを含む「民主主義的中央集権」派であった。トムスキーは,「工業の統制および管理機関の構成において，労働組合を通じて広範な非党員労働者大衆の参加を保障することのできる唯一の基本原則は，こんにちおこなわれている，最高国民経済会議から工場管理部までをふくむ,合議制による工業管理の原則である。ただ特別のばあいにだけ……個々の企業にたいする単独管理を許容すべきである」[89]という内容を含むテーゼ（「労働組合の任務」）を提出した。「民主主義的中央集権」派は,「合議制の活動は，もとのブルジョア的専門家を同志的な協同活動の軌道にのせ，プロレタリア的精神を注入する最良の方法であり，同時に，かれらにたいする最良の統制方法である。……合議的な関係だけが，責任ある活動家のせまい実務的な専門家的任務への埋没，かれらのせまい専門家・官吏への転化を予防する。合議制は，民主主義的集中制度の必要な基礎をなし，ソビエト機関の縄張り争いと官僚主義的失調の発生に対する強力な武器である。合議制の保持・強化は，自覚的労働者の戦闘的な態度と創造的自発性との結合のうえにのみ組織されうるわが経済闘争における成功の保証である」とのテーゼ（「合議制と単独責任制について」）を提出した[90]。合議制を擁護するこのような見解に対してレーニンは次のように反論した。すなわち,「合議制は，もっともうまくいったばあいでも，力をたいへんに浪費させるものであって，集中された大工業の環境が必要としている活動の敏速さと明確さを満足させない」,「合議制は，新たに建設しなければならなかった最初の段階で必要であった，ある萌芽的なものである。……安定した形態が確立されたなら，実際の仕事への移行は，単独責任制と結びついている。単独責任制は，人間の能力をもっともよく利用することを，また仕事を口さきでなく現実に点検することをもっとも保障する制度である」,「合議制を排除しそれなしに管理する真剣な実務家とならなければな

86)　L全集，第28巻，405頁。
87)　Национализация промышленности в СССР. Сборник документов и материалов, 1917-1920гг., 1954, стр. 586.
88)　笹川儀三郎，前掲書，133-136頁参照。
89)　L全集，第30巻，480頁。
90)　笹川，前掲書，145頁。

らない」[91]，と。このレーニンの主張は，戦時という非常事態に対する対応という枠組みをはずして，単独責任制を平和時にも適用すべき一般的管理形態として位置付けるものであり，それゆえあくまで一時的なものとして捉えていた諸勢力から強い抵抗を受けることとなった。1920年1月の国民経済会議全ロシア第3回大会は原則として合議制に賛成との決議を行い，全ロシア労働組合中央評議会の党フラクション会議ではトムスキーのテーゼが採択された。また地方の党組織でも単独責任制反対・合議制賛成の見解が表明された[92]。

こうした論争に決着をつけたのが1920年3月29日～4月5日の第9回党大会であった。大会は両派の激しい論争の場となった。大会でレーニンは，合議制こそが広範な大衆を管理に参加させるというのは「理論的混乱」で，それを擁護するのはメンシェヴィキとエスエルであると決めつけた上，合議制の時期（ソビエト政権の初期）は「無力の時期」であったのであり「管理」が問題となっている段階では単独責任制以外にありえないと強調した。そのような単独責任制がプロレタリアートの階級支配を保障するのは，所有問題が解決されているからであり，そのもとでは「階級の意志はときとして独裁者によって実現される」ゆえに単独責任制とプロレタリア独裁は矛盾しないとの見解を示した[93]。

戦時共産主義の過程において現場の工場ではすでに単独責任制が導入されており，もはや単独責任制導入を阻止する力は弱小であった。労働組合指導部や「民主主義的中央集権」派は党主流派の攻勢に対して修正案で応じたが敗北し，「経済建設の当面の任務」と題する決議が採択された。

この「経済建設の当面の任務」[94]では，工業管理について以下の内容が規定された。①管理組織の主要な課題は有能で強固で精力的な指導部の創出である，②そのために工業管理の単独責任制への接近の必要を認める，すなわち職場での完全・無条件の単独責任制を確立し，より上級の生産管理機関では合議制を縮小する，③幅広い労働者の管理への引き入れのために上記のことを犠牲にしてはならない，等である[95]。

この決議において，現場の労働者は管理から決定的に排除され，単にそれに参加する存在として規定されたのである。そこには先進的な工場委員会運動（それは「生産者」への転化という，新しい社会への萌芽を体現していたゆえに“先進的”と規定できるのである）を展開した労働者たちが萌芽的に有していた志向，つまり自らが「労働者」たることを止揚して「生産者」へと転化していくという志向は，否定され消滅させられている。「革命が約束したはず」の生産現場における「民主化」も霧散してしまっているのである。そこには，国家機関が任命し，「当該企業の労働者集団に責任を負うのではなく，単一の所有主体としての国家（最高国民経済会議を頂点とする経済機関体系として現われる）にたいして責任を負う」[96]という（単独責任制の下で活動する）新しい管理部（それは労働者からは分離・自立したものである）と，管理に参加はするがあくまで“管理・指揮される”存在として，単なる「労働者」に再転落させられ[97]，

91) L全集，第30巻，312-313，444頁。
92) 笹川，前掲書，140頁。
93) L全集，第30巻，471-494頁。
94) КПСС, том II, 1983, стр. 241-254.
95) 同時に採択された決議「労働組合とその諸組織の諸問題について」では，労働組合は生産の組織化に参加はするが，企業の業務には干渉しないことがいわれ，労働組合さえも管理から排除されることが規定されているのである（Там же, стр. 254-258）。
96) 小森田秋夫，前掲「社会主義のもとでの国営企業管理と労働者権」，227頁。
97) この事態は管理部の構成員がブルジョア専門家だから生じるのではない。労働者出身でも事態は変らない。「管理するものとされるものとの関係が，そのままであっては，たとえ上に戴くものが，ブルジョア専門家であろうと，たとえ労働者出身の専門家であろうと，管理の体系そのものはチットも変っていない」（庄野新「レーニンにおける経済変革思想の再検討――社会主義像の再建にむけて」『現代の理論』76号，1970年，92頁）。

後には物的資源と同列の労働資源として位置付けられていくロシアの直接的生産者とが残るのみとなったのである[98]。

Ⅳ　結語

我々は，社会主義革命過程においては，本来，直接的生産者が「労働者」たることの止揚を通じて「生産者」に転化することが求められるという視角に基づいて，ロシアの10月革命を前後する時期の直接的な生産過程における人と人との関係の変化を検討してきた。労働者統制を担う工場委員会運動の発生とその初期の運動における「労働者」への自己限定，労働者統制の労働者管理への発展，それを通じた「生産者」志向の萌芽，10月革命後のその否定による直接的生産者の「労働者」への再転落，こうした経過は，総括的には次のようなことを意味する。

すなわち，社会構成体の性格を究極的に規定するところの直接的な生産過程における人と人との関係を基準に判断すれば，少なくとも1920年代までのロシアを社会主義社会と規定できるような関係は成立していなかったということである。直接的生産者の「労働者」から「生産者」への転化が果されず，生産に関する「他人の意志」に従わされ管理・指揮される存在としての「労働者」が（資本の下ではなく国家とそれを背景とした管理部の下に）再び登場することになったことが上のことを規定するのである。

カストリアディスは既に次のような指摘をしていた。すなわち，「プロレタリア革命は，諸工場の管理を，生産の全般的な調整を，労働者たち自身に，つねに監査され責任を負い罷免されうる労働者たちに，ゆだねなくてはならない」。それゆえ，「生産の中での管理者層と被管理者層の分離は，革命の直後から消滅しはじめなくてはならない」，と。そしてその分離の消滅によって成立すべき労働者管理は，「労働者の代表者たちによる企業の官僚的管理機構の《監督》でも，その機構の労働者出身の人々からなる別の類似の機構によるおきかえ」でもなく，「分離した管理機構の廃止であり，その役割を労働者たちの共同体に返すこと」，あるいは，「管理することと管理されることの役割の再統一」である，と[99]。しかし行論で示されたように，革命後のロシアで生起したのはそれらとは全く逆の事態だったのである。

だが，この時期を資本主義から社会主義への過渡期として位置付ける[100]ことによって，すなわち過渡期であるがゆえに社会主義的生産諸関係の未成立は当然であるとすることによって，当時の「生産者」の不成立を整理しうるとの議論があるかもしれない。しかし，「上級機関を代表する管理者の実権が強まり，選挙制の要素が脱落し，企業長の単独責任制が施かれて，ソ連型といわれる国家的管理のメカニズムがかなり早い時期（1919-1921年）にできあがる」[101]，という指摘にもあるように，本稿が対象とした時

98)　この後，1920年秋から1921年春にかけていわゆる「労働組合論争」が展開され，「労働者反対派」は，生産管理を「全ロシア生産者大会」が選出した新しい機関に引渡すとともに，労働組合が管理部の任命権を掌握するという提起をしたが，労働組合の「国家機関化」を提唱するトロツキーともども敗北する。もはや既に決着はついていたのである。この論争はそれを再確認したにすぎない。「労働組合論争」については，さしあたりE. H.カー（宇高基輔訳）『ボリシェヴィキ革命』第2巻，みすず書房，1967年，166-172頁，ダニエルズ，前掲訳書，96-110頁，上島武「労働組合論争とトロツキー」『大阪経大論集』145・146，1982年を参照されたい。またネップ期以降の労働者の位置については，塩川伸明『「社会主義国家」と労働者階級』岩波書店，1984年，下斗米伸夫『ソビエト政治と労働組合』東京大学出版会，1982年，が邦語文献としては詳しいので参照されたい。

99)　以上，カストリアディス，前掲訳書，42，39，144頁。

100)　ソ連ではこうした理解が一般的であった。例えば，Под ред. Ю. А. Полякова, От капитализма к социализму. Основные проблемы истории переходного периода в СССР 1917-1937гг., том I, 1981.

101)　藤田勇『社会主義社会論』東京大学出版会，1980年，85頁。

期において成立した関係は，その後のロシア・ソ連社会をも貫いて存続することになった関係なのである。

以上によって，本稿で課題としたことは基本的に明らかになったと思われる。だが我々はいまだ本稿を閉じえない。これまでのところでは，「生産者」への萌芽はレーニンを中心的指導部とするボリシェヴィキ政権の政策によって摘み取られたとしてきた。労働者は「自然発生的」には社会主義へとは向かわないというレーニンの判断をその遠因としておさえたのだった（現実の労働者たちは自然発生的に有しているといえる「自己防衛本能」に支えられて，「生産者」への転化という，まさに社会主義的なものを志向しだした。それが社会主義的なものであるという位置付けがなされなかっただけなのである。その経験からしてレーニンの判断は正当ではなかろう）。しかし革命後のボリシェヴィキ政権の政策を，いわば恣意的なものとしてのみ片付けることができるのか。その点の検討が残されているのである。

周知のように革命時のロシアは農業を主とする国であり，人口の圧倒的多数を農民が占めていた[102]。それでも大工業は存在しておりそこへの労働者の集中度は極めて高く，1917年には全体の60%の労働者が工場総数のわずか6%を占める数の工場で働いていた[103]。だが，1918年に行われた調査によると，最も工業が発達していたペトログラードの労働者でさえも79.3%が農村出身で，その他の工業地域ではその比率はさらに高かった。また，彼らのうちかなりの部分がいまだに農村とのつながりをもっていた（工業労働以外に農作業を行う等）[104]。圧倒的多数の農民と小数の労働者がロシア社会を構成し，しかも先進的に工場委員会運動を担ったと目される大工業労働者でさえも，農村から出てきたばかりでなお農村と深く関わりながら存在していたのである。そして内戦の時期には，戦死や都市部の食糧不足による労働者の農村への移動によって労働者数そのものが急速に減少してしまっていた[105]。さらに，社会主義を「生産者」として主体的に担って行くべき労働者のかなりの部分が文盲であったことも忘れてはならない[106]。

これらの現実は，ロシア社会を全体としてあるいは平均として見る限り，「生産者」を担うべき主体の存在が極めて微弱であったことを推測させるのである。その点では，ロシアの後進性を論拠にして「労働者」の「生産者」への転化を否定する政策を提起したレーニンの判断を，本来の革命路線からはずれる誤りでかつ恣意的なものにすぎないと一方的に規定することはできないといえよう。

それでも，「自然発生性」に対する否定的理解に立つことによって，一部にすぎなかったとはいえ工場委員会運動を担った労働者たちが体現した「生産者」への志向（まさに社会主義への志向）に着目せず，また，社会全体の後進性のみを強調することで（すなわち，一部の労働者たちの先進性を切り捨てることで），彼らを「労働者」に再転落させたレーニンとボリシェヴィキ政権の政策の問題性は，減じられはしない。その政策こそが，当時のロシア社会を，またその後のソ連社会を必ずしも社会主義社会とは規定できないものにした，あるいはその原型を作りだした大きな要因であると思えるからである。

もとよりソ連社会の性格規定という課題は，

102) 1913年には総人口の66.7%を農民が占め，雇用労働者は17.0%にすぎなかった人口構成は，第一次世界大戦や内戦の影響もあって革命後しばらくは大きな変化を見せず，1924年には前者が75.4%，後者が14.8%，1928年にはそれぞれ74.9%，17.6%であった（Народное хозяйство СССР за 70 лет, 1987, стр. 10）。

103) Изменения социальной структуры советского общества. Октябрь 1917-1920, 1976, стр. 130.

104) Там же, стр. 137-138.

105) 工場・鉱山の労働者数は，250万人（1918年），140万人（1919年），150万人（1920年）と変動した（Там же, стр. 141）。

106) 1918年には労働者の37.1%が文盲であったという（Там же, стр. 139）。

本稿でその全てを解決しうるものではない。本稿の後にはさしあたり，1920年代初頭までに形成された既述の関係が，その後如何に維持されあるいは変容させられていったのかということに関する詳細な分析が接続されなければならない。それを前提にしてはじめてペレストロイカの位置を確定できるのである。しかしこれらの課題については他日を期さざるをえない。